

大船渡労働基準監督署発表
令和8年8月17日

【照会先】 大船渡労働基準監督署
署長 飯野 洋司
○監督・安衛課長 衣川 鴻佑
電話 0192-26-5231

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

— 「はい」の崩壊防止措置を講じなかった疑い —

大船渡労働基準監督署（署長 飯野 洋司）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、株式会社志田産業及び同社の安全管理者を盛岡地方検察庁一関支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年4月27日、同社の工場内において、労働者に「はい」※の棚卸作業を行わせる際、当該はいの崩壊防止措置を講じなかった疑い。

（※「はい」とは倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。今回発生した後述の労働災害においては、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコンバッグ」という。）が「はい」に該当する。）

1 被疑者

- （1）株式会社志田産業
所在地：岩手県大船渡市立根町
事業内容：プラスチック製品製造業
（2）被疑者A（同社 安全管理者）

2 違反被疑条文 ※「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反

同法第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第432条（はいの崩壊等の危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和8年4月27日、同社の工場内において、フレコンバッグの棚卸作業を行っていたところ、約3メートルの高さに積み上げられたフレコンバッグが崩壊し、棚卸作業を行っていた同社所属の労働者Bが崩壊したフレコンバッグの下敷きとなり、死亡するという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、はいの崩壊や荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等当該危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されていますが、災害発生当時、このような崩壊等防止措置を講じられていなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第 21 条

第 1 項

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（以下、中略）、第 97 条第 2 項若しくは第 3 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反したとき。

二～四 （略）

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 労働省令第 32 号）（抄）

（はいの崩壊等の危険の防止）

第 432 条

事業者は、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行なう等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。